

渭南病院 院内感染対策指針

医療法人聖真会 渭南病院

院内感染指針 医療法人聖真会 渭南病院

1 院内感染対策に関する基本的な考え方

院内感染の防止に留意し、感染等発生の際にはその原因の速やかな特定、制圧、終息を図ることは、医療提供施設にとって重要である。このため、院内感染防止対策活動の必要性、重要性を全部署及び全職員に周知徹底し、院内共通の課題として積極的な取り組みをおこなう。

2 院内感染対策委員会及び感染制御部門の設置

- (1) この委員会及び部門は医療安全管理部門に属する。
- (2) 当院感染対策に関する院内全体の問題点を把握し改善策を講じるなど院内感染対策活動の中核的な役割を担うために、院長を議長とし、各専門職代表を構成員として組織する院内感染対策委員会及び感染制御部門（以下、対策委員会）を設ける。

院内感染対策委員会は、委員長に感染制御に3年以上の経験を有する専任の常勤医師を、委員は看護部長、5年以上感染管理に従事した経験を有する専任の看護師、3年以上の病院勤務経験をもつ感染防止に関わる専任の薬剤師、3年以上の病院勤務経験をもつ専任の臨床検査技師、その他の医師、検査技師、各師長、事務長などとする。

月に1回定期的に委員長が招集するものとする。

なお、このチームは、年4回以上幡多けんみん病院が定期的に主催する院内感染対策に関するカンファレンスに参加する。

- (3) 対策委員会は、次の内容の協議・推進を行う。
 - ① 院内感染対策指針及びマニュアルの作成・見直し
 - ② 院内感染対策に関する資料の収集と職員への周知
 - ③ 院内感染防止のために必要な職員教育に関すること
 - ④ 異常な感染症が発生した場合は、速やかに発生の原因を究明し、改善策を立案し、実施するために全職員への周知徹底を図る。
 - ⑤ 患者の疑問、不安等の日常的な把握に関する事項
- (4) 委員は、職種・職位等にかかわらず、院内感染の防止に関して自由に発言できる。
- (5) 委員はその職務に関して知りえた事項のうち、一般的な院内感染防止対策以外のものは委員会及び院長の許可なく、院外の第三者に公開してはならない。

3 職員研修

- (1) 委員会は研修会・講習会を年2回以上開催する。
- (2) 研修会・講習会は院内感染に関する教育と実習とを行い、必要に応じて、全職員対象、各部署代表を対象とするもの、特定の部署を対象とするものとする。
- (3) 研修の開催結果又は外部研修の参加実績を記録・保存する。

4 感染症の発生状況の報告

- (1) 「感染情報レポート」を週1回程度作成し、スタッフの情報共有を図るとともに、院内感染防止対策委員会で再確認等して活用する。

5 院内感染発生時の対応

- (1) 異常発生時は、その状況及び患者への対応等を院長に報告する。
- (2) 内容によって緊急委員会を開催し、速やかに発生の原因を究明し、改善策を立案し、2次感染の予防、治療の方針・指示をする。

6 院内感染対策マニュアル

- (1) 別紙、院内感染対策マニュアルにそって、手洗いの徹底など感染対策に常に努める。

7 当院の院内感染対策指針閲覧に関する基本方針

- (1) 本指針は、渭南病院イントラネット上の文書管理で、全職員が閲覧できる。また一般には院内掲示・病院ホームページで閲覧できる。

8 その他

- ① 日本感染症学会のホームページに施設内感染対策相談窓口があり過去にあった質問などが掲載されているので、活用する。URL <http://www.kansensho.or.jp/sisetunai/index.html>
- ② 医療機関内における院内感染対策を推進する。
- ③ 職員は、感染対策上の疑義が出た場合、委員会に意見を求めることができる。

附則

平成9年11月15日施行実施する。
平成18年4月1日改正実施する。
平成19年5月1日改正実施する。
平成22年1月25日改正実施する。
平成24年4月1日改正実施する。

感染管理に関する活動

院内感染対策委員会は年間を通じて以下の活動をする。

1) 感染防止対策に関する教育

新入職員研修会、職員全体の研修会、各部門別研修会、その他折に触れて機会のある度に院内感染防止対策の教育活動をする。

2) 抗菌剤使用状況の調査報告

一月毎に抗菌剤使用量（主に注射剤）を表あるいはグラフにまとめて報告する。

3) 分離菌について検体の種類・病棟別報告

毎週週報にて主な分離菌を報告し、それをまとめて、さらに月報として報告する。